

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人鳥取県共同募金会

令和5年度 事業計画書（案）

目 次

【はじめに】	1
【事業方針】	1
1 適切な組織運営	2
(1) 役員会等の開催	
(2) 中央、ブロック会議等への参加	
(3) 市町村共同募金委員会との連携	
2 共同募金活動の推進	3
(1) 一般募金の取組み	
(2) 募金運動の期間拡大の取組み（つかいみちをえらべる募金）	
(3) ふるさとサポート募金の取組み	
(4) 税制上の優遇措置の取扱い	
3 寄付金による助成	4
(1) 一般募金助成	
(2) 歳末たすけあい運動	
(3) 全国共通助成テーマ	
(4) 本県出身のハンセン病療養所入所者へのお見舞い	
(5) 災害見舞金の交付	
(6) 災害等準備金積立金取崩し金助成	
(7) 共同募金以外の寄付による助成	
(8) 助成事業の調査	
4 広報・啓発活動の推進	6
(1) 初日行事・赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の実施	
(2) 「募金ボランティア活動の手引き」の作成	
(3) 広報・運動資材の作成・活用	
(4) 報道機関等へテレビ・ラジオスポット放映・放送用素材の提供	
(5) 地方紙への広告掲載	
(6) ホームページへの掲載	
(7) 赤い羽根データベース「はねっと」の活用	

5	企業との連携強化	7
6	災害等準備金及び災害たすけあい運動	8
7	顕彰事業・見舞金	8
8	民間資金助成事業の実施・協力	9
9	調査研究の実施	9

令和5年度事業計画（案）

【はじめに】

「国民たすけあい共同募金」として昭和22年に社会福祉の復興から始まった共同募金運動は、本年度で77回目を迎える。

その間、それぞれの時代に求められた福祉課題や地域福祉の推進のため、住民相互のたすけあいを基調に共同募金運動が展開されてきたが、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっているとも指摘されており、募金総額は平成7年(1995年)の約194百万円をピークに減少の一途をたどっている。今後もこの傾向が続けば地域福祉の推進に必要な助成額の確保が困難となるとともに、本会の健全運営が支障をきたすことも想定される。

また、毎年のように発生する豪雨災害等に備える災害等準備金制度は、被災地域での災害ボランティア活動を財政面から支援しており、その重要性は一層増大している。

一方で、地域を取り巻く環境は、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援制度の制定、介護保険制度や社会福祉法人制度改正など整備・拡充が図られてきたが、公的制度やサービスでは十分に対応できない地域課題や制度のはざまにある福祉課題に対する支援活動や資金ニーズが拡大してきている。

さらに、一旦、収束が見えたと思われた新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返し、その社会的影響が懸念される中、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加など、様々な生活課題をより深刻化、長期化させており、鳥取県では全国に先駆け「孤立・孤独を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例」が制定され、さらに国においても「孤立・孤独対策推進のための新法案」が閣議決定され、首相をトップとする推進本部が設置されることとなった。

このような中、中央共同募金会に設置された「企画・推進委員会」において共同募金運動を始めとして共同募金会としての募金や助成に係る取り組みについての議論もなされていることから、これらの動向も踏まえながら、引き続き市町村共同募金委員会とともに運動を推進する必要がある。

また、社会福祉法が求める法人経営のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、公益性・非営利性を確保することに留意しながら、県民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する社会福祉法人としての役割を果たしていく必要がある。

【事業方針】

新型コロナウイルス感染症については、政府が5月8日に今の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定し、「マスクの着用」についても、3月13日以降は「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に

委ねることを基本とする」とされた。

このため、基本的な感染防止対策に配慮しながら、地域において取り組まれる福祉活動を支援するための共同募金運動を実施する一方、感染拡大の影響により困難を抱える人々を支援するため、積極的に中央共同募金会や全国の共同募金会と協働して全国キャンペーンを実施することとし、次のとおり継続して取り組む。

- 募金については、約7割を占める戸別募金について地域住民の理解と協力が得られるよう努めながら、今後も引き続きこの取り組みを維持する。

また、募金増額を図るため県内企業に対して「法人募金」や「職域募金」に協力いただける企業を新たに開拓することや、地域の福祉課題を解決するため福祉団体が寄付者にその用途を直接訴え掛ける「用途選択募金」（つかいみちをえらべる募金）などを積極的に推進する。

- 助成については、社会的孤立の解消や生活困窮者等への支援を進めるため、全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり」を掲げて推進を図るとともに、地域の福祉ニーズに基づいた活動に対して積極的に助成する。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加が大きな問題となる中、どんな困難な状況にあっても誰もがその人らしく暮らせるための支援が求められていることから、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会と協働して、引き続き全国キャンペーンに取り組む。

- 広報・啓発については、募金目的や助成内容を住民に分かり易く公表し、募金運動に対する住民の理解と参加を促進するとともに、地域福祉の課題解決に向けて、市町村共同募金委員会と本会が連携・協力して実施する。

また、令和3年度にリニューアルしたホームページを活用し、助成メニューや募金実績、助成を受けた団体の活動状況などの情報を適時・適切に発信するとともに、新たに「助成金ガイド」を作成することにより、これまで支援が届いていなかった福祉団体等に対する広報に努めることとする。

1. 適正な組織運営

県民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人として、積極的に情報提供・公開を行って事業運営の透明性の向上を図り、本会の適正な会務の運営等を行う。

(1) 役員会等の開催

- ・理事会 年4回（うち1回は、改選に伴う正・副会長の選任）
- ・評議員会 年3回
- ・監事会 年1回
- ・評議員選任・解任委員会 必要の都度
- ・配分委員会 年3回

(2) 中央、ブロック会議等への参加

- ・中央共同募金会関係
 - ア 評議員会の出席 年2回
 - イ 常務理事・事務局長会議の出席 年2回
 - ウ 職員研修・会議の参加 年2回
 - エ 赤い羽根全国ミーティングの参加 年1回
- ・中国四国ブロック関係
 - ア 常務理事・事務局長会議の出席 年1回
 - イ 職員会議の出席 年1回

(3) 市町村共同募金委員会との連携

- ・担当者会議の開催（年2回）
- ・相談対応・情報提供のための訪問
- ・運動推進のための募金運動資材の作成・購入
- ・広報運動グッズ・資材（着ぐるみ「愛ちゃん」、綿菓子機等）の貸出

2. 募金活動の推進

共同募金は、地域の福祉課題を解決するための募金と助成に関する計画をたて、事前に使いみちや集める額（目標）を定め、「地域をつくる住民を応援する」募金運動として展開する。

また、中央共同募金会と協働し経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の支援に向けた募金活動へ繋げるため、地域ニーズや課題の掘り起しを行い、募金運動の期間拡大を活用した「使途選択募金」やインターネットを通じた地域選択募金「ふるさとサポート募金」などによる募金運動を推進する。

(1) 一般募金の取組み

一般募金の約7割を占める戸別募金について、引き続き重点的に取り組むとともに、一般募金の1割強を占める法人募金については、税制上の優遇措置が講じられていることから、市町村共同募金委員会とも連携して丁寧に説明しながら、企業の社会貢献活動の一環、さらにSDGsの取組みとしての検討を要請する。

(2) 募金運動の期間拡大の取組み（つかいみちをえらべる募金）

「使途選択募金」として県内の福祉団体が自ら取り組む福祉課題解決のため、その使途を寄付者に直接訴え掛ける募金活動を行い、寄せられた募金にマッチング（加算）を付して助成する。

【募金運動の期間拡大】令和6年1月1日～3月31日

(3) ふるさとサポート募金の取組み

中央共同募金会のホームページを活用し、県・市町村並びに高齢者や障がい者の支援など、寄付先や使途の指定が可能なクレジット決済による募金に取り組む。

(4) 税制上の優遇措置の取扱い

寄付者に対する税制上の優遇措置の周知に努め、募金の増額を図る。

(個人寄付に対する所得控除又は税額控除、法人寄付に対する全額損金算入制度)

【租税特別措置法改正に伴う税額控除に係る鳥取県の証明有効期間】

令和4年6月17日～令和9年6月16日まで

3. 寄付金による助成

寄付者の負託に応えるとともに地域福祉の一層の推進に寄与するため、鳥取県社会福祉協議会の意見を聴くとともに、各市町村共同募金委員会が策定する共同募金推進計画を踏まえ、地域の福祉ニーズに十分配慮した効果的な助成計画を策定する。

なお助成決定後は、速やかに使途内容等の結果をホームページ等により公表し透明性の向上を図る。

歳末たすけあい(地域歳末、NHK歳末)については、共同募金委員会と社会福祉協議会等の関係機関、NHK鳥取放送局と協調して実施する。

なお、大規模災害(災害救助法の適用等)時の被災者支援ボランティア活動のための災害等準備金の拠出については、中央共同募金会と連携・協調して迅速に実施する。

(1) 一般募金助成

市町村共同募金委員会の募金額の70%を地域助成枠とし、当該委員会が策定した推進計画において位置付けられた助成計画に基づき助成する。

市町村共同募金委員会の募金額の30%と本会の募金額を加えた額を、広域助成枠として決定された助成計画に基づき、民間社会福祉施設、県域民間福祉団体等に助成する。

(2) 歳末たすけあい運動

新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人々が地域の一員として安心して暮らすことができるよう市町村共同募金委員会や社会福祉協議会等の関係機関・団体が協調して募金活動を行い、寄せられた募金を決定された助成計画に基づき助成する。

【地域歳末たすけあい運動】 令和5年12月1日～12月31日

【NHK歳末たすけあい運動】 令和5年12月1日～12月25日

(3) 全国共通助成テーマ

ア 赤い羽根共同募金助成

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とが距離を取り接触する機会を減らすことが求められる中、多くの方が、日ごろ誰かと繋がっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さに改めて気付かされた。

こうした状況の中、繋がることを諦めず、孤立や孤独の問題に取り組む活動を支援する必要がある。

【共通テーマ】

「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」

イ 全国キャンペーン助成

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度から、様々な困難に直面している住民を支援する活動を応援するため、中央共同募金会に寄せられた寄付金を原資として各都道府県共同募金会と協働して全国キャンペーンを実施してきたが、令和5年度も引き続き取り組むこととする。

なお、企業等に対する募金の呼び掛けは中央共同募金会が行い、本会は県域で活動する団体等を対象に助成する。

【共通テーマ】

赤い羽根 ウィズ・コロナ社会を支える全国キャンペーン
～ それでもつながり続ける地域・社会をめざして ～

(4) 本県出身のハンセン病療養所入所者へのお見舞い

ハンセン病療養所入所者を訪問するなど、本県出身の入所者を直接お見舞いするとともに慰霊塔等の参拝を行う。

【本県出身者】 全国4施設に6名が入所

【療養所訪問】 令和5年10月 岡山県「長島愛生園」「邑久光明園」

(5) 災害見舞金の交付

平時の災害等により住家を全焼、半焼、また世帯員が亡くなられた場合に、その世帯の援護のため市町村共同募金委員会を通じて見舞金を交付する。

【半焼、半壊、半流出以上】 1世帯当たり 20,000円

【死亡者】 1人につき 10,000円

(6) 災害等準備金積立金取崩し金助成

積み立て後3年が経過して取り崩した災害等準備金取崩し金を、「安心・安全なまちづくり支援事業」として新一年生に防犯ブザーを配布するとともに、緊急に即応する必要があり一般募金助成では対応が困難な事業などに対し、災害等準備金積立金取崩し金助成事業方針に基づき助成を行う。

また、本会の健全な運営を確保するため、その一部を運営費に充当する。

(7) 共同募金以外の寄付金による助成

共同募金の期間以外の時期においても、企業の創業記念日等にあわせた社会貢献

としての寄付や物品による寄付を受け入れ、配分委員会の審査を経た上で民間の社会福祉事業に助成する。

ア 受配者指定のない寄付による助成

企業から社会貢献として受配者指定のない寄付があった場合には、助成する対象、助成額、助成地域等について寄付者の意向があれば協議し、その意向を踏まえた上で施設・団体等に助成する。

イ 受配者指定寄付金による助成

寄付者が特定の助成先を指定して受け入れた寄付金は、助成先における社会福祉施設整備費の法人負担金相当、又はそのために受けた融資に対する償還金相当であることから、所要の手続きを経たうえで助成する。

ウ 社会福祉法人（特定公益増進法人）寄付金による助成

企業等から指定寄付金制度による手続きを希望しない寄付金を受け入れた場合には、所要の手続きを経たうえで助成にふさわしい妥当性を持った社会福祉を目的とする事業に助成する。

（８）助成事業の調査

適正な助成を行うため、申請事業の計画内容の詳細及び助成事業の実施状況並びに整備された物品等の使用状況等について、配分委員会が必要に応じ調査、確認する。

ア 書面審査の実施

イ 施設等実態調査の実施

ウ 施設等実態調査審査会の開催

４．広報・啓発の活動の推進

共同募金の目的を積極的に周知するとともに、県民の理解と共感が得られるように分かりやすい広報活動に努めるものとし、ホームページや地元新聞、また運動資材等を効果的に活用し積極的に展開する。

（１）初日行事・赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の実施

募金運動の開始を告げる10月1日に初日行事の一環として、ANA（全日本空輸株式会社）の協力により厚生労働大臣、中央共同募金会長のメッセージの伝達を行うとともに、街頭募金を実施し運動に対する理解と協力を呼びかける。

なお、令和5年度は倉吉市において実施する。

また、市町村共同募金委員会が中心となり、各地域においても街頭募金活動等を実施する。

（２）「募金ボランティア活動の手引き」の作成

募金運動の趣旨、運営、組織、使途等について、分かり易く要点をまとめた手引

書を作成し、募金活動の協力ボランティアに配布し、円滑な運動実施のために活用する。

(3) 広報・運動資材の作成・活用

ポスター、赤い羽根、学校用組立式募金箱などの運動資材を作成・購入し、市町村共同募金委員会等が実施する募金運動に活用する。

本会オリジナルのピンバッジやマスクなどの募金グッズを作成し、募金拡大を図る。

また、広報と啓発を目的に運動マスコットの着ぐるみ「愛ちゃん」の貸出を行う。

募金目標額、助成金の使途を掲載した戸別配布用チラシを市町村ごとに作成し、募金への協力と理解の促進を図る。

(4) 報道機関等へテレビ・ラジオスポット放映・放送用素材の提供

中央共同募金会作成のビデオ・DVD等のメディア広報資材を各報道機関や県遊技業協同組合へ提供し、放映・放送していただくことにより募金運動の周知を図る。

(5) 地方紙への広告掲載

募金運動の普及・啓発及び助成内容の公表、また県民に対する幅広い募金の呼びかけを行うため、地元新聞紙へ広告を掲載する。

新聞掲載の回数 年2回

第1回(9月)：募金目標額・助成計画額

第2回(4月)：募金実績額・助成内訳額

(6) ホームページへの掲載

助成情報、募金実績、災害義援金などの情報を適時・適切に分かり易く掲載し、年間を通じた情報発信を積極的に行う。

(7) 赤い羽根データベース「はねっと」の活用

全国の共同募金情報等が入力されているデータベース「はねっと」を活用することにより、寄付者等に市町村共同募金委員会及び本会の募金目標額・実績額、助成計画額・決定額、助成先の活用状況などの情報提供を行うとともに、全国の統計情報を活用する。

5. 企業との連携強化

(1) 「自動販売機」を活用した募金寄付や「寄付付き商品」取扱い企業の開拓

(2) 県内企業に対する募金の要請は各市町村共同募金委員会が行っているが、県内全1,417社(山陰企業年鑑2022版)のうち「法人募金」または「職域募金」として協力いただいている企業は203社(14.3%)に留まっている。

このため、本会として残りの企業を対象にDMによる寄附を依頼するほか直接訪問して要請するなどの取組みを行う。

6. 災害等準備金及び災害たすけあい運動

大規模災害（災害救助法の適用等）の発生に対応するため、社会福祉法で定められた範囲内（3%）で災害等準備金の積立を行い、大規模災害が発生した場合には、中央共同募金会の調整のもとその一部又は全部を拠出し、被災地域における災害ボランティア活動等の支援を行う。

また、全国的な大規模災害が発生した際には、関係機関と連携し義援金を募集するなど、全国的な運動に呼応して災害たすけあい運動（義援金の取次協力等）を実施する。

【準備金の積立】 募金実績の3%を毎年度、3年間にわたり積み立てる。

【準備金の拠出】 本県又は国内において災害が発生し、拠出が必要となった場合には、「災害支援制度運営要綱」「災害支援制度実施要領」「災害支援制度の細目及び基準」に基づき迅速、かつ適切に支援を実施する。

7. 顕彰事業・見舞金

（1）表彰・感謝の贈呈

共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者に対して、表彰状又は感謝状の贈呈を行う。

【県民総合福祉大会】 令和5年8月31日（木） 倉吉未来中心

（2）表彰・感謝の推薦

県知事及び中央共同募金会会長、厚生労働大臣への顕彰候補者の推薦を行う。

（3）奉仕者事故見舞金

「中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程」に基づき、共同募金運動の奉仕者及び共同募金委員会の役職員が、奉仕活動を原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、その被害の程度に応じて見舞金を贈呈する。

【傷病見舞金】

奉仕活動従事者が負傷し又は疾病に罹った場合、その者に対し贈呈

入院の場合

10日以内 1日につき 2,000円

11日以上 20,000円+1日につき3,000円加算

通院の場合

通院日数を2で除して得た日数を入院期間とみなし、入院の場合と

同様の取扱いを行う。

【遺族見舞金】

奉仕活動従事者が死亡した場合、その者の遺族に対し贈呈

遺族見舞金 50万円

8. 民間資金助成事業の実施・協力

民間団体が行う助成制度を積極的に活用することにより、社会福祉施設の改修、車両の整備、高額物品の購入等の要望に対応する。

(1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業に対する推薦

本県助成枠（6,710千円）の範囲内で推薦することとし、その決定にあたっては本会配分委員会に諮り、審議・決定する。

(2) 車両競技公益資金記念財団の助成事業の推薦

保育所、障がい者支援施設、更生保護施設であって、老朽化により改修等が必要な経費に対して助成される制度である。

近年は、申請案件がないが申請があった際にはその可否について、本会配分委員会に諮り、審議・決定する

9. 調査研究の実施

中央共同募金会において、共同募金会の組織基盤及び機能強化のあり方や、諸課題への対応、共同募金運動を始めとした共同募金会としての募金や助成に係る取り組みなどの中期的な方針を策定するため、令和4年度に外部の有識者を加えた「企画・推進委員会」が設置された。

今後、都道府県共同募金会等の現場の意見も取り入れながら検討が進められることとなっており、本会としても適宜、意見を述べるとともにその状況を注視する必要がある。

